

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

(農林水産省)

制度名	林業経営の継続を確保するための納稅猶予制度		
税目	相続税、贈与税		
要望の内容	<p>森林法に基づく森林の経営の受託等による森林経営の規模拡大目標等を記載した森林経営計画の認定を受けた森林所有者の相続人又は推定相続人のうち1人（後継者）が当該森林所有者から山林を一括して相続又は贈与により取得し、引き続き同計画の認定を継続的に受けて一定の施業の集約化等に取り組む場合については、当該取得した山林に係る相続税又は贈与税の納稅を猶予するとともに、当該相続人若しくは受贈者又は贈与者が死亡したときは納稅義務を免除する措置を講じる。</p> <p>また、自ら経営する法人が森林経営計画の上記認定を受けた森林所有者がその後継者に山林を一括して相続させ又は贈与する場合等についても当該措置の対象とする。</p>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	▲427 百万円	(-)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>改正後の森林法に基づき、森林所有者又は森林所有者から森林経営の委託を受けた者が策定することとなる、規模拡大目標等を記載した森林経営計画に従った森林の整備及び保護を推進し、もって新成長戦略の成長分野に掲げられた森林・林業再生プランの基本理念である災害の防止、水源のかん養、生物の多様性の保全、木材の安定的生産等の森林の多面的機能の発揮、林業・木材産業分野の雇用拡大、低炭素社会への貢献を図り、木材自給率50%の達成に資する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>森林・林業再生プランが目指す森林の多面的機能の発揮、林業再生及び木材供給の拡大のためには、森林施業の集約化や路網整備による効率的な林業経営を通じた森林の整備及び保護の実施が不可欠である一方、これらの森林経営の担い手となる中堅～大規模の森林所有者は相続等における税負担が多額となり経営の継続が困難な傾向にあることから、これらの森林所有者における経営の継続を支援する。</p>		
今回の要望に連関	政策体系における政策目的的位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 《政策分野》 林業の持続的かつ健全な発展 森林の有する多面的機能の発揮	—
	政策の達成目標		
	租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置	

	同上の期間 中の達成 目 標	—
	政策目標の 達成状況	—
有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	平成24年度以降 適用見込 35件/年 減税見込額 4億円/年
	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	森林経営計画に基づく集約化や路網整備などに取り組む森林所 有者の経営の継続が確保されることにより、森林の整備や保護 の実施が長期にわたり継続され、水源かん養、災害防止、環境 保全、木材生産等の多面的機能の発揮が図られる。
	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	<ul style="list-style-type: none"> ・特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例（措 法69の5・相続税）（小規模宅地との選択制） ・計画伐採に係る相続税の延納等の特例（措法70の8の2・相 続税） ・立木の延納税額に対する利子税の特例（措法70の11・相続 税）
相 當 性	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	なし
	上記の予算 上の措置等 と要望項目 と の 関 係	—
	要望の措置 の 妥 当 性	森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者 が、森林法に基づき路網整備を含む森林経営の規模拡大の目標 等（任意項目）を定め、森林経営計画の認定を受けることを要 件とすることにより、森林所有者による一定の集約化や路網整 備の実施を通じた森林の整備及び保護が確保される。
事 項 これま での 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る	租税特別 措 置 の 適用実績	—
	租税特別措 置の適用に よる効 果 (手段として の有効性)	—

	前回要望時 の達成目標	—
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯		<p>平成 23 年度税制改正要望において、森林経営計画の認定を受けて、施業集約化等に取り組む森林所有者から一括して山林を取得した後継者が、引き続き同計画の認定を受けて、施業の集約化等に取り組む場合、山林に係る相続税等の納税を猶予することを要望。</p> <p>その結果、平成 23 年度税制改正大綱の検討事項として、「山林に関する相続税・贈与税については、減税の効果・減収額や相続税・贈与税が林業経営に及ぼす影響等をまず精査した上で、課税の公平にも留意しつつ、林業家の現状や森林法の改正内容を踏まえ、森林施業の集約化や路網整備の徹底といった政策目的の達成が的確になされる税制上の支援措置について、納税猶予制度を中心に検討し、平成 24 年度税制改正において必要な見直しを行います。」と整理された。</p>